

## 荷主企業四日市港利用支援事業補助金交付要領

平成 31 年 4 月 1 日 振第 3 号

(趣旨)

- 第 1 条 四日市港管理組合管理者（以下「管理者」という。）は、四日市港の利用拡大を推進することで、コンテナ定期航路の維持・拡充を図り、また、環境負荷低減や労働力不足への対応のため、トラックによる陸上輸送から船舶を活用した海上輸送等へのモーダルシフト促進を図り、もって荷主企業の利便性を向上するため、四日市港で揚げ積みする輸出入コンテナ貨物及び移出入コンテナ貨物（以下「コンテナ貨物」という。）を増加させた荷主企業（新規利用も含む）に対し、物流に要する経費の一部を予算の範囲内において補助するために必要な事項を定める。
- 2 その交付に関しては、四日市港管理組合補助金等交付規則（平成 18 年四日市港管理組合規則第 7 号）、経営企画部振興課関係補助金交付要綱及び四日市港管理組合の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助対象期間)

- 第 2 条 補助の対象となる期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
- なお、交付決定前に実施した事業についても対象に含める。

(補助対象事業)

- 第 3 条 補助の対象となる事業は、補助対象期間中にコンテナ貨物（小口混載貨物は除く。）を新しく取り扱う事業又は増加させる事業であって、次の各号のいずれかに該当する事業とする。
- (1) 新規事業（輸出入コンテナ貨物）
- 新規に四日市港を利用する事業（以下「新規事業」という。）とは、以下の全てに該当する場合をいう。
- イ 補助対象期間の前年度にトライアル利用以外の輸出入コンテナ貨物の取扱いがないこと
- トライアル利用とは、試験的に四日市港を利用することで、前年度に四日市港を利用したコンテナ貨物量（TEU）が、申請する年度の見込み貨物量（TEU）の 5%未満の場合とする。
- ロ 過去 3 年度の間にも本要領の規定による輸出入コンテナ貨物に関する補助金の交付を受けたことがないこと
- (2) 新規継続事業（輸出入コンテナ貨物）
- 前号に定める新規事業を実施した翌年度から継続する 2 年度間について、新規継

続事業に申請することができる。

(3) 継続事業（輸出入コンテナ貨物）

継続的に四日市港を利用する事業のうち前項に掲げるものを除く事業（以下「継続事業」という。）とは、前年度の輸出入コンテナ貨物の取扱量から1TEU以上を増加させた場合をいう。

(4) 新規事業（移出入コンテナ貨物）

新規事業とは、以下の全てに該当する場合をいう。

イ 補助対象期間の前年度にトライアル利用以外の移出入コンテナ貨物の取扱いがないこと

ロ 過去3年度の間にも本要領の規定による移出入コンテナ貨物に関する補助金の交付を受けたことがないこと

(5) 新規継続事業（移出入コンテナ貨物）

前号に定める新規事業を実施した翌年度から継続する2年度間について、新規継続事業に申請することができる。

(6) 継続事業（移出入コンテナ貨物）

継続事業とは、前年度の移出入コンテナ貨物の取扱量から1TEU以上を増加させた場合をいう。

（補助対象事業者）

第4条 補助の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、日本国内に事業所を有し、前条に規定する補助対象事業を行う法人たる荷主企業とする。

（補助対象経費及び補助金額）

第5条 補助対象経費は、第1条でいう四日市港で揚げ積みするコンテナ貨物にかかる物流経費とし、補助金額は次の各号に定める額とする。

(1) 第3条第1号又は第2号、第4号、第5号に該当する場合

コンテナ貨物1TEUあたり3万円とする。それぞれに上限3,000千円とする。

(2) 第3条第3号又は第6号に該当する場合

前年度実績と比較して増加したコンテナ貨物1TEUから300TEUまでの1TEUにつき1万円、301TEUから500TEUまでの1TEUにつき5千円、501TEUから1,000TEUまでの1TEUにつき2千円とする。それぞれに上限5,000千円とする。

2 補助金額は、前項各号に定める上限額を合算したものを限度とする。

（補助金の交付の申請）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、管理者の定める期日までに、次の各号に定める書類を管理者に提出しなければならない。

- (1) 荷主企業四日市港利用支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画（実施状況報告）書（第2号様式その1又はその2）
- (3) 役員名簿（第3号様式）
- (4) 会社概要
- (5) その他管理者が必要と認めた書類

（補助金の交付の決定）

第7条 管理者は、前条の申請があった場合には、当該申請に係る内容を審査し、その事業計画が適当であり、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

- 2 前項の交付決定は予算の範囲内において行うものとし、前条による交付申請額が予算額を超える場合においては、超過部分について交付決定を行わないものとする。
- 3 前項の場合において、同一の受理日に複数の交付申請があったときは、それぞれの交付申請額の按分により交付決定を行うものとする。
- 4 第1項の審査を行うにあたり、管理者は申請者に対して、事業内容についての聴き取り調査を実施できるものとする。
- 5 管理者は、申請者が補助対象事業の目的に反するような行為を行っているとき、その他特に考慮すべき事項がある場合には、当該事項も含めて審査の対象とすることができるものとする。

（事業計画の変更）

第8条 前条の規定により交付決定通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）が、事業計画を変更する必要がある場合は、補助金変更交付申請書（第4号様式）に事業計画（実施状況報告）書（第2号様式その1又はその2）を添付して管理者に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、管理者と協議の上、補助金変更交付申請書の提出を省略できるものとする。

- 2 管理者は、前項の申請があった場合には、当該申請に係る内容を審査し、変更後の事業が適当であると認めたときは、補助事業者に通知するものとする。

（補助金額の変更）

第9条 管理者は、前条に規定する事業計画の変更により、補助事業者に通知した補助金額に変更が生じた場合は、交付決定の変更を行い、補助事業者に通知するものとする。

（事業の中止）

第10条 補助対象期間中に、事業の遂行が困難であると明らかになった場合には、事業中止届（第5号様式）を管理者に提出しなければならない。

(実績報告)

第 11 条 補助事業者は、補助対象期間の開始日から最終日又は事業を中止する日（以下「事業終了日」という。）までの毎月の実績について、事業計画（実施状況報告）書（第 2 号様式その 1 又はその 2）に当該月分の実績を記入し、船荷証券など四日市港でのコンテナの揚げ積みを行ったことを確認できる書類の写しを添付して、翌月 10 日までに管理者に報告しなければならない。ただし、交付決定前に実施した事業の実績は、交付決定後、速やかに管理者に報告するものとする。また、事業終了日の属する当該月分の実績は、事業終了後、速やかに管理者に報告するものとする。

2 管理者は、第 1 項の規定による毎月の実施状況報告により、補助事業者に事業の変更及び中止を求めることができるものとする。

3 補助事業者は、事業を中止したとき又は事業の実施を終えたときは、実績報告書（第 6 号様式）に事業実績を記入し、事業計画（実施状況報告）書（第 2 号様式その 1 又はその 2）を添付して、速やかに管理者に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 12 条 管理者は、前条第 3 項の実績報告を受けたときは、報告書の書類の審査及び必要に応じて実施する補助事業者からの聴き取り調査により、当該事業が補助事業の趣旨に適合するものであるかを調査したうえで交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 13 条 補助金の額の確定を受けた補助事業者は、補助金交付請求書（第 7 号様式）により、速やかに管理者に対して補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第 14 条 管理者は、前条に規定する補助金の交付の請求があった日から 30 日以内に、補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

(その他)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の第5条第1号イからニまでのうち3つ以上の加算に該当していた場合には、改正後の第3条第2号の規定に関わらず、令和9年度までの申請については、なお従前の例によることができる。

四日市港管理組合管理者 あて

（申請者）

主たる事業所の所在地

法人名

代表者職名・氏名

荷主企業四日市港利用支援事業補助金交付申請書

荷主企業四日市港利用支援事業補助金交付要領第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 事業名 新規事業（ 年目）【輸出入コンテナ貨物・移出入コンテナ貨物】  
新規継続事業（ 年目）【輸出入コンテナ貨物・移出入コンテナ貨物】  
継続事業 【輸出入コンテナ貨物・移出入コンテナ貨物】

2 事業期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 補助金の申請額 金 円

4 事務担当者連絡先

住 所 （〒 ）	
社 名	
部 署	
役職・氏名	電話
Eメール	

関係書類

- 1 事業計画（実施状況報告）書（第2号様式その1又はその2）
- 2 役員名簿（第3号様式）
- 3 会社概要 ※ホームページの内容で書類提出に替える場合は、ホームページアドレスを記載ください：\_\_\_\_\_
- 4 その他管理者が必要と認めた書類（ヒアリング調査票）

第2号様式(その1)(第6条関係)

【新規事業/新規継続事業（輸出入コンテナ貨物・移出入コンテナ貨物）】事業計画(実施状況報告)書

\_\_\_\_\_年度分

申請者(補助事業者)名		事業名	
輸送貨物の品目		転換前の利用港 注1	

注1) 複数記入可。

新規1年目の場合 前年度トライアル利用 の状況(TEU) 注2	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注2) 前年度の利用実績が、今年度利用見込み貨物の5%未満であれば、トライアル利用とみなし、新規事業の対象となります。  
5%を超える場合は継続事業でご申請願います。新規継続事業(2、3年目)で申請の場合は記入不要です。

今年度 利用見込み (TEU)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
今年度 利用実績 (TEU)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【任意】主たる物流拠点と 利用港の陸送距離 注3 単位:km		事業実施前の輸送距離					事業実施による輸送距離					短縮距離 ③	
												0	

注3) 事業実施前に複数の港を利用していた場合の「事業実施前の輸送距離」は、原則として、利用割合の最も多い港を利用したものと想定して記入して下さい。

取扱量 (利用見込み)	①	0	TEU	取扱量 (利用実績)	②	0	TEU
補助申請額 (利用見込み)	①×3万円≤300万円	0	円	補助請求額 (利用実績)	②×3万円≤300万円	0	円
【任意】CO2排出量削減(抑制)予定量	①×コンテナ重量×短縮距離(③)×CO2排出量原単位×1/1,000,000 注4、注5					0.0	トン/年
【任意】CO2排出量削減(抑制)実績量	②×コンテナ重量×短縮距離(③)×CO2排出量原単位×1/1,000,000 注4、注5					0.0	トン/年

注4) 「コンテナ重量」は、「22t」として算出いたします。

注5) 「CO2排出量原単位」は、陸送(トラック)の利用を仮定し「173g-CO2/t/km」として算出いたします。

荷主企業名 注6			

注6) 物流子会社にて申請を行う場合は、当該物流子会社を取り扱う関連会社の企業名を全てご記入ください。

他社の依頼を受けて貨物を輸出入・移入している商社等の申請者は、依頼を受けている企業名を全てご記入ください。

第2号様式(その1)(第6条関係)

輸出入	船荷証券等に記載される ShipperまたはConsignee名 注7			
移出入	船積証明書等に記載される社名			

注7) 申請者が、商社を利用して輸出入する場合で、ShipperまたはConsignee名が当該商社名となる場合は、当該商社のShipperまたはConsignee名もご記入ください。

輸出入	輸出貨物の仕向国名(揚地)			
	輸入貨物の仕出国名(積地)			
移出入	移出貨物の仕向地名(揚地)			
	移入貨物の仕出地名(積地)			

バンニングまたはデバンニングを行う施設の場所 (自社工場、自社物流センター、賃貸の倉庫、取引先工場等)	施設名	住所

第2号様式(その2)(第6条関係)

【継続事業 (輸出入コンテナ貨物・移出入コンテナ貨物)】 事業計画(実施状況報告)書

\_\_\_\_\_年度分

申請者(補助事業者)名		事業名	
輸送貨物の品目		転換前の利用港 注1	

注1) 複数記入可。

前年度 利用実績 (TEU)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計 ①
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
今年度 利用見込み (TEU)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計 ②
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
今年度 利用実績 (TEU)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計 ③
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【任意】主たる物流拠点と 利用港の陸送距離 注2 単位:km	事業実施前の輸送距離						事業実施による輸送距離						短縮距離 ④
													0

注2) 事業実施前に複数の港を利用していた場合の「事業実施前の輸送距離」は、原則として、利用割合の最も多い港を利用したものと想定して記入して下さい。

増加量 (利用見込み)	②-①	0	TEU	増加量 (利用実績)	③-①	0	TEU
補助申請額 内訳 (利用見込み)	(②-①)のうち 1~300TEU × 10,000円	0	円	補助金請求額 内訳 (利用実績)	(③-①)のうち 1~300TEU × 10,000円	0	円
	(②-①)のうち 301~500TEU × 5,000円	0	円		(③-①)のうち 301~500TEU × 5,000円	0	円
	(②-①)のうち 501~1,000TEU × 2,000円	0	円		(③-①)のうち 501~1,000TEU × 2,000円	0	円
補助申請額 合計(利用見込み) ≤5,000,000円		0	円	補助金請求額 合計(利用実績) ≤5,000,000円		0	円
【任意】CO2排出量削減(抑制)予定量	$(②-①) \times \text{コンテナ重量} \times \text{短縮距離}④ \times \text{CO2排出量原単位} \times 1/1,000,000$ 注3、注4						トン/年
【任意】CO2排出量削減(抑制)実績量	$(③-①) \times \text{コンテナ重量} \times \text{短縮距離}④ \times \text{CO2排出量原単位} \times 1/1,000,000$ 注3、注4						トン/年

注3) 「コンテナ重量」は、「22t」として算出いたします。

注4) 「CO2排出量原単位」は、陸送(トラック)の利用を仮定し「173g-CO2/t/km」として算出いたします。

荷主企業名 注5			

注5) 物流子会社にて申請を行う場合は、当該物流子会社を取り扱う関連会社の企業名を全てご記入ください。

他社の依頼を受けて貨物を輸出入・移出入している商社等の申請者は、依頼を受けている企業名を全てご記入ください。

輸出入	船荷証券等に記載される ShipperまたはConsignee名 注6			
移出入	船積証明書等に記載される社名			

注6) 商社を利用して輸出入する場合で、ShipperまたはConsignee名が当該商社名となる場合は、当該商社のShipperまたはConsignee名もご記入ください。

輸出入	輸出貨物の仕向国名(揚地)			
	輸入貨物の仕出国名(積地)			
移出入	移出貨物の仕向地名(揚地)			
	移入貨物の仕出地名(積地)			

バンニングまたはデバンニングを行う施設の場 所 (自社工場、自社物流センター、賃貸の倉庫、取引先工場等)	施設名	住所



四日市港管理組合管理者 へ

（補助事業者）  
主たる事業所の所在地  
法人名  
代表者職名・氏名

## 補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け組合指令振第 号で交付決定を受けた荷主企業四日市港利用支援事業補助金について、その計画の内容を変更したいので、荷主企業四日市港利用支援事業補助金交付要領第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

### 記

#### 1 事業名

新規事業 （ 年目）【輸出入コンテナ貨物 ・移出入コンテナ貨物】  
新規継続事業（ 年目）【輸出入コンテナ貨物 ・移出入コンテナ貨物】  
継続事業 【輸出入コンテナ貨物 ・移出入コンテナ貨物】

#### 2 変更内容

#### 3 変更理由

#### 4 変更後の補助金の申請額

金 円（変更前 金 円）

#### 関係書類

事業計画（実施状況報告）書（第2号様式その1又はその2）

年 月 日

四日市港管理組合管理者 へ

（補助事業者）

主たる事業所の所在地

法人名

代表者職名・氏名

## 事業中止届

令和 年 月 日付け組合指令振第 号で交付決定を受けた荷主企業四日市港利用支援事業補助金について、下記の理由により中止しますので、荷主企業四日市港利用支援事業補助金交付要領第10条の規定により届けます。

### 記

#### 1 事業名

新規事業 （ 年目）【輸出入コンテナ貨物 ・移出入コンテナ貨物】  
新規継続事業（ 年目）【輸出入コンテナ貨物 ・移出入コンテナ貨物】  
継続事業 【輸出入コンテナ貨物 ・移出入コンテナ貨物】

#### 2 中止理由

四日市港管理組合管理者 あて

（申請者）

主たる事業所の所在地

法人名

代表者職名・氏名

## 実績報告書

令和 年 月 日付け組合指令振第 号で交付決定を受けた荷主企業四日市港利用支援事業補助金について、荷主企業四日市港利用支援事業補助金交付要領第11条の規定により、関係書類を添えて、その実績を下記のとおり報告します。

### 記

#### 1 事業名

新規事業（ 年目）【輸出入コンテナ貨物・移出入コンテナ貨物】

新規継続事業（ 年目）【輸出入コンテナ貨物・移出入コンテナ貨物】

継続事業 【輸出入コンテナ貨物・移出入コンテナ貨物】

#### 2 実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

#### 3 取扱量

TEU （継続事業の場合：前年度からの増加量 TEU）

#### 4 補助金交付見込額

金 円

#### 関係書類

事業計画（実施状況報告）書（第2号様式その1又はその2）

四日市港管理組合管理者 あて

（補助事業者）

主たる事業所の所在地

法人名

代表者職名・氏名

## 補助金交付請求書

令和 年 月 日付け組合指令振第 号で荷主企業四日市港利用支援事業補助金の額の確定通知を受けましたので、荷主企業四日市港利用支援事業補助金交付要領第13条の規定により、補助金の交付を請求します。

### 記

#### 1 事業名

新規事業 ( 年目)【輸出入コンテナ貨物 ・移出入コンテナ貨物】  
新規継続事業( 年目)【輸出入コンテナ貨物 ・移出入コンテナ貨物】  
継続事業 【輸出入コンテナ貨物 ・移出入コンテナ貨物】

#### 2 確定した補助金の額

金 円

#### 3 補助金請求額

金 円

#### 4 振込先金融機関(補助事業者の法人口座)

金融機関名	
本・支店等名	
普通・当座の別	
口座番号	
口座名義人(カナ)	